連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（ ）

御注意

「1」から「5」までの「②」及び「③」の各欄並びに「7」から「11」までの「②」及び「③」の各欄は、連結法人の各連結事業年度において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。

平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細

区分		収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
		①	②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円	円	円
公社債の利子等	2			
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	3			
集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配	4			
その他	5			
計	6			

平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細

区分		収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
		①	②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	7	円	円	円
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	8			
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配	9			
割引債の償還差益	10			
その他	11			
計	12			

当期において控除を受ける所得税額（6の③）＋（12の③）	13	円